

尾張藩御用聞 中村甚右衛門

——武家出入百姓についてのノート——

村井文彦

はじめに

- 一、戸塚村と中村甚右衛門家
- 二、尾張藩と中村甚右衛門家
- 三、在方・出入百姓・武家
おわりに

はじめに

江戸とそれをめぐる農村とは、どのようなかわりを持ち、どのような性格の地域をかたちづくっていたのか。近年、多くの論究がなされているところである。ここでとりあげるのは、江戸市中に極めて近い武蔵国豊島郡野方領の戸塚村（現在の東京都新宿区高田馬場三〜四丁目を中心とした一帯）に居住し、尾張藩徳川家の江戸屋敷に出入して

その「御用」をつとめつつ経営を展開した武家出入百姓、中村甚右衛門家である。

江戸にある武士のうち、特に自藩自領の在方を遠く離れた者たちにとって、生活必需品をはじめとする広汎な物資の充足は、江戸周辺の在方からの供給にまたねばならなかった。彦根藩のように二十ヶ村におよぶ所領を江戸近郊（世田谷）に有する例はむしろ稀であり、多くの大名邸ではおおむね他領である江戸近郊の農村から物資として人員の確保をはからねばならなかったものと考えられる。

そこに登場するのが、これらの武家屋敷に在方からの物資を納入し、また人員を調達し、その一方で、武家屋敷から、そこにあるだけでは何の役にもたないもの、下肥なり芥なりを代価を払った上で回収し、在方へ還流して肥料として売却する等の経営を展開する「武家出入百姓」であ

る。江戸には大名その他の武家屋敷が多かったことを考えると、かなりの数の「武家出入百姓」が江戸周辺の在方に存在したことを思われる。そしてその活動はおのおのの在方に深く根ざしたものであり、在方に深い影響をあたえたであろうことは、既に伊藤好一氏の指摘された通りである。さらに伊藤氏は、江戸周辺農村について「権力と結合する農民を生み出す条件を持っていた」として、中野村堀江家・戸塚村中村家などの数家名をあげて、武家屋敷への物資納入や、下肥の掃除、あるいは鷹場案内や玉川上水見廻り役等の機会をとらえて、「権力に癒着して村落支配を進め、その成長を図った」とされている。また、武家と出入百姓との関係については、もと主従関係を擬制したものであったが、のち交換関係に変ってきているとして、その契機の一つを有効な肥料としての商品化に見出しておられる。すなわち、下肥の商品化は、それを廃棄物から収入源に変え、武家側の財政悪化とあいまって、入札により特定の百姓への集中が減る、特定の百姓については出入の代価が高くなるという傾向をもたらした。その例を伊藤氏は江古田村の深野家に求めつつ、右に示した様な藩側の対応の変化や、開発の進展にもなって供給地となる草地在が減ってきたことによる納入品の銅葉の価格の、高騰等のために、武家出入百姓の経営は危機に瀕しつつあった、とされ

ている。⁽²⁾

- 註
- (1) 伊藤好一「江戸周辺農村」『講座日本の封建都市 第三巻』(一九八二)
 - (2) 伊藤好一「江戸と周辺農村」『江戸町人の研究』(一九七六)

一、戸塚村と中村甚右衛門家

まずはじめに戸塚村について見てみよう。江戸市中と江戸市中を囲む一定の地域を「御府内」と呼んだが、戸塚村はその西端に位置する。⁽¹⁾ 大久保百人町という下級武士の屋敷地に接し、また、牛込の町場や武家屋敷地にもほど遠からぬところである。日本橋からの距離は二里であった。村の北と西には神田川が流れる台地がちの村方で、田は少く畑が多い。神田川と妙正寺川が合流するあたり「落合」である。⁽²⁾ はホテルの名所として知られ、多くの見物客を集めたという。

村の主な産物は、米・大麦・小麦・ひえ・あわ・そば・きび・大豆・小豆・ごま・おかぼ・なす・大根・沢庵大根・唐茄子・うり・にんじん、であり、なす以下は「他へ輸出之分」であった。⁽³⁾ 村高および支配は左の通りである。

村明細帳で「外村と違い少村」⁽⁴⁾「困窮の村方」⁽⁵⁾と自称す

る戸塚村であるが、その村内のあり方を概観してみよう。

(表3・表4参照)

村明細帳等に記載するところを見ると戸塚村と大久保新田の人口は、時に別箇、時に一体のものとして記されており、ややわかりづらいが、享保から文化にかけて大きな落ちこみを見せること、近世最末期に急増することを除くと、四十戸から五十戸を超えない範囲で推移したものとと思われる。それぞれの時期の石高帳とくらべると、戸数はほぼ高持の人数とも近いようである。

また嘉永三年(一八五〇)の「村明細書上帳」⁽⁶⁾・大久保新田戸塚村ニ付」は「農業之外男女とも外稼無御座」と言う。

文政十年(一八二七)に關東取締出役に対して出された「覚」⁽⁴⁾には「髪結渡世」が一人あげられているのみで、村内で商業を営む者がなかったのは、あるいは町方に近く、町方の商業に包摂されていたからであろうか。なお、農業の傍に下肥掃除を行っていた者は五名であった。⁽⁶⁾

困窮の例としては天保九年(一八三八)の「武州豊島郡戸塚村寄

表1 戸塚村大久保新田の石高

	戸塚村	大久保新田	戸塚村大久保新田
1691 元禄4	126石0.6364	79石3.4100	① ②
1730 享保15		75石2.2916	③
1806 文化3		204石7.1351	④
1873 明治6		197石9.	⑤

- ① B冊8 田畑名寄 戸塚村 元禄4年
- ② B冊10 田畑名寄 大久保新田 //
- ③ B冊18 大久保新田石高帳 享保15年
- ④ J冊1 村高家数人別書上帳 文化3年
- ⑤ B冊96 田畑石高帳 明治6年

表2 戸塚村・大久保新田の支配

戸塚村	幕府代官支配地 鉄炮玉薬組給地
大久保新田	幕府代官支配地 増上寺 自証院

表 3 戸塚村大久保新田の戸数と人口

	戸塚村大久保新田	戸塚村のみ	大久保新田のみ
1736 享保21	60戸 281人 他所より 奉公人70人		①
78 安永7		34戸	②
87 天明7		35戸	③
1803 享和3		37戸	④
06 文化3	41戸 198人 他所より 奉公人2人 他所へ 奉公人27人		①
21 文政4	47戸		⑤
42 天保13		31戸 178人	⑥
43 // 14		41戸	⑦
51 嘉永4		34戸 184人	⑧
53 // 7	47戸		
61 文久元		31戸 148人	⑩
62 // 2			⑪ 12戸
64 元治元	57戸 270人		⑫
66 慶応2	71戸 365人		⑬
73 明治6	77戸 341人		⑭

- ① J冊-1 村高家数人別書上帳 文化3年
- ②~④ M冊-1 五人組帳 延享3年より
- ⑤ J冊-2 村差出明細書 文政4年
- ⑥ J冊-4 村高助郷高並家数人別書上帳 天保13年
- ⑦ J冊-10 村方巨細書上帳 天保14年
- ⑧ J冊-12 村高并家数人別書上帳 嘉永4年
- ⑨ J冊-16 村差出明細帳 嘉永7年
- ⑩ J冊-17 村高家数人別書上帳 文久元年
- ⑪ 大久保新田五人組帳 文久2年
- ⑫ 村高家数人別書上帳 元治元年
- ⑬ J冊-21 村高家数書上帳 慶応2年
- ⑭ I冊-9 万覚帳 明治9年

表 4 戸塚村・大久保新田の高持人口

	大久保新田	戸塚村大久保新田
1730 享保15	26	①
1812 文化9		② 45
1830 文政13		③ 43
1842 天保13		④ 40

① B冊18 大久保新田石高帳 享保13
 ② B冊42 石高改帳 文化9
 ③ B冊47 石高改之帳 文政13
 ④ B冊50 村万銘々石高帳 天保13
 ②~④は、寺院・入作 抱屋敷および個人名でなく「大久保新田」とある一件を除いた数である。
 (源兵衛村分立以前の B冊8 戸塚村田畑名寄 元禄四) はここではふれない

物人員名前書上帳(日冊1)には、村内の「違作貧民」二十二人に対し、名主甚右衛門等から「合力差出」があった、とあることがあげられよう。その四年後の天保十三年の「村方銘々石高改帳」(B冊50)では、村内四十人の内一石未満の持高の者を、二十三人数えることができる。右のような村落状況のなかで中村甚右衛門家はどのよう

史苑(第四六巻第一・二号)

な位置を占めていたのか。同家は近世初期から戸塚村の村役人を代々勤めていた。貞享四年(一六九二)村内から「ばくろろ」を行なわない旨の証文が甚右衛門あてに出されており、元禄三年(一六九〇)の検地帳には、大久保新田の組頭としてあらわれる。寛延三年(一七四三)から安永六年(一七七七)まで、天明元年(一七八一)から寛政二年(一七九〇)まで、享和三年(一八〇三)から文化六年(一八〇九)までそれぞれの当主が名主を勤めて、文化七年以降は、幕末ごろまで時には伊右衛門という者と隔年で、名主を勤めていたという。

元禄四年の「田畑名寄」、享保十五年の「石高帳」では、村の中層に位置していた同家だが、文化九年には最上層にあらわれ、以降はその位置を占めつづける(表5中村家の持高表参照)。金融活動を行い、貸借に関する証文が多く残っているが、商業に関する文書は見あたらず、小作人にかかわるものでは、天保二年(一八三一)に質地小作証文を見るのみであり、経営内容については、不明である。同家の文書は、現在新宿区立中央図書館内にある郷土資料室に架蔵されている。総数四千七百八十九点におよぶ膨大なものであり、近世後期を中心に寛永十四年(一六三七)から大正二年(一九一三)にわたる村方文書である。惜しむらくは、名主が一年交代の年番名主であったためでもあ

表 5 中村甚右衛門家の持高

1691	元禄 4	5石 1斗7600	①
1730	享保15	5 1 2963	②
1812	文化 9	12 2 5067	③
1830	文政13	13 7 5253	④
1842	天保13	18 8 9250	⑤
1874	明治 6	20 7 5740	⑥

① B冊8 戸塚村田畑名寄 元禄四年
 ②~⑤ 表3の1~4に各々同じ
 ⑥ B冊96 石高名簿 明治六年

ろうか、村政に関わる文書が必ずしも多くない。また中村家自体についても尾張藩邸への出入関係の文書が大半を占め経営、とりわけ農業経営についてのものが少いのが残念である。以下出典を示す際には「武蔵國豊島郡戸塚村中村家文書目録」（正篇・一九六九年、補篇・一九七四年）に従い、以下の様な略号を用いる。

年)に
 法令
 年貢
 千駄谷塩硝蔵
 治安
 村政
 I G E C A
 土地
 助郷
 軍事
 救恤義捐褒賞
 村況
 J H F D B

用水 普請
 戸口 身分
 貸借 譲渡
 産業 宗教
 教育 学芸
 習俗
 尾張藩関係
 不浄掃除 庭掃除
 持込米 糶糠
 馬飼料 小荷駄・人足
 雑 飼 米 不 庭 糶 庭
 W 雑 飼 米 不 庭 糶 庭
 X 雑 飼 米 不 庭 糶 庭
 V U S Q O M K
 T R P N L

中村家文書は状と冊の二部にわかれている。従って尾張藩関係で不浄掃除の冊子は、V―不―冊―No.となる。「補篇」に収められている文書は、補の字を冠する」

(1) 『徳川禁令考 前集第五』(二八〇?二八二)(「前略」)：四谷大木戸より内を御府内と相心得可申候」(天明八年)
 「代々木村 角筈村 戸塚村 限り 上落合村」(「文政元年」)
 『新編武蔵國風土記稿卷十一 豊島郡之三野方領』によると

戸塚村には「青梅道」上落合村には「秩父道」が通っていた。「甲州道中」の代々木村「青梅道」の角筈村にあわせて、西の限りとしてあげられた一つの理由ではなからうか。

- (2) Q冊7「物産書上帳」明治六年
- (3) 近世初期の戸塚村からは、正保三年(一六四六)に下戸塚村、その後元禄以降に源兵衛村が分離独立し、あとには戸塚村と大久保新田が幕末に至るまで、ほぼ一体のものとして続いた。村明細帳や五人組帳は別々に作成されることもあったが、「風土記稿」の内にも「戸塚村の内に入会」とあり、元禄四年(一六九二)の戸塚村と大久保新田両方の名寄を比較すると、共通の小名が多い。(以下、戸塚村という場合は大久保新田を含むものとする。)
- (4) G冊1「関東取締役宛書付留」文政十年
- (5) J冊11「村明細書上帳」嘉永三年八月
- (6) Q冊4「江戸町大家并村家掃除人名前書上帳」天保十三年
- (7) A状1「手形之事」貞享四年
- (8) B冊4「大久保新田芝野帳」元禄三年
- (9) I状1「役儀留」寛延三年、同3「(名主役ニ付賞)」享和三年、同9「(名主役免除申渡書)」文化六年、同8「(名主役交替申渡書)」文化六年、
- (10) 「大久保新田五人組帳」(文久二年一ノ瀬幸三氏蔵)は「新宿区文化財総合調査報告書(五)」一九七六年・新宿区教育委員会)に、「中村家古事略記」(中村長生氏蔵)は郷土資料室蔵の写真版による。

二、中村甚右衛門家と尾張藩

中村甚右衛門家の尾張藩とのかかわりは、延宝年中に尾張藩の支藩高須藩松平撰津守の「御用向被仰付相勤」めたことに始まるという。同家四代目の時のことである。この出入は右の四代目の隠居とともに、彼に随って分家した中村宗七家にうけつがれたためといったんは同家からはなれた。再び中村甚右衛門家が尾張藩とのかかわりを持つのは、寛政ごろ、同家七代目が「尾州様御用被仰付」た時である。そして、それ以降、明治に至るまで代々の出入りが続いたのであった。その出入の内容は表6のごとくである。

まず、厩掃除と下掃除、すなわち在方の肥料供給に関連する出入について見てみることにしたい。
 享和二年(一八〇二)二月、野崎村の七兵衛という者が甚右衛門あてに差出した一札には「御馬屋御掃除御用、貴殿御所持被成候内御無心申候」とある。厩舎の清掃の代価としては「御厩御掃除金」を享和二年から文化五年(一八〇八)まで、金百十二兩二朱と銀二十二匁三分六厘、年平均十五兩余を納入していた。この「厩掃御用」の「所持」の権利は明治まで続いたようである。
 下掃除については、文化五年(一八〇八)六月、中野村

表 6 中村甚右衛門家の尾張藩邸出入

尾張藩邸の部局	尾張藩邸の部局	尾張藩邸の部局	尾張藩邸の部局
小納戸方：庭園係	在方から藩邸へ(勞働力) 庭掃除草刈人足 (「芝」はこれにあたる) 市太人足 (庭内土木作業)	在方から藩邸へ(物質) 草蒔納入 植木・庭石納入 下肥 (藩邸→藩庭)	藩邸から在方へ(物質) 下掃除 芥掃除 燗灰よなき方 [火災の後]
作 事 方：藩邸の建物にかかわる	人足 植 屋根華 (非常事)	丸太納入	
厩 方：馬と厩舎にかかわる	小荷駄 (人足とも)	銅葉・干草 } 納入 敷薬	厩掃除 [馬糞・古敷薬]
築地 蔵屋：敷		ぬか納入	
市谷菜園役所		菜園番入	

の名主堀江宇右衛門から請負を譲りうけた。宇右衛門は「御上納金四拾三両、銅葉五百束」を下掃除代として納めていたが、その金策につまづいて、右の下掃除代の肩代わりを条件に甚右衛門に請負を譲ったのである。甚右衛門は藩から「下請負之者々金子取立方」を申付けられ、五月と九月に十七兩づつ、十二月に十六兩しめて年に金五十兩と十月・十一月に五百束の銅葉を上納して下掃除を行うこととなる。しかるに、この請負入手のための借財が元利あわせて百五兩式分に至り、参勤等による人員の変動、とりわけ減少による実質的な下肥の減少もあり、宇右衛門同様上納金に差詰り、その分の金子を借用した尾張屋宇助という者に文政四年(一八二一)十一月六十五兩で「御掃除御用株式」を譲っている⁽¹⁰⁾。株式の移動に際しては、入札が実施されたこともあったようである⁽¹¹⁾。

藩側が出金して請負わせる場合、入札によってその都度請負を決めた。庭掃除・草刈(「野芝之儀」)がある。入札であるゆえに、複数の入札者の内で、甚右衛門より安く値をつけた者が落札することもあった。享和二年の芝刈など庭の清掃の請負の入札はその一例であった。もっとも、入札終了のうちに、藩側は、右の落札者の示した金額を以て、甚右衛門の請負の可否を打診している。甚右衛門は、あまりに値が違いすぎる、としてこれを辞退したが、その後も

史苑(第四六卷第一・二号)

入札には加ったものようである。のちに他の何人かとも庭にかかわる請負を落札しているが、その機会をとらえて「定請負」を希望する旨を伝えている。これは藩側の容れるところとはならなかった⁽¹³⁾。入札をめぐる双方の思惑が感じられるところである。

今一つの同様の入札の例を銅葉納入にみてみよう。銅葉は、その生育が天候に左右され易いものであるという⁽¹⁴⁾。「草場所」は川附にあり、水を冠り易いということであるから、河川敷の草本類であろうと思う。甚右衛門の申立る処によれば、問屋もないというから、扱う者も多くはなかったのだろう。また異国船の来航による緊張が、武家方に

表 7 銅葉相場の変動

10ヶ年の銅葉相場		1両につき	
寛政4年	子	85貫	
	丑	55〃	
	寅	65〃	
	卯	75〃	
	辰	100〃	
	巳	85〃	
	午	65〃	
	未	80〃	
	申	90〃	
	酉	100〃	
	享和元年	酉	100〃

V馬状-1「寛」享和元年より

よる購入をあまり品薄になることもあったという。
その納入価格の変動を見てみると、寛政四年(一七九二)から享和元年(一八〇一)までの十年間に表7の様な変動を示している。

この様に不安定な相場を形成するような商品を扱うにあたって、入札金額とその後の条件の悪化によって上昇した価格の差がひらいたとして、入札金額ではまかないきれない等々の願出を毎年の様に出している。庭掃除においても下肥掃除においても、入札ではなく定請負を求めると見ることができ、それらと同じ様なものとして、固定的な請負の方式を飼葉の納入者二名が連名で願出している。

以上のような、物資の回収、納入にかかわるもの、他、屋敷内の庭仕事や土木作業などに要する人員や馬匹の調達も、甚右衛門に請負わされることがあった。これらについては、改めてふれることにしたい。なお「尾州様御用聞」という呼び名で甚右衛門が現れるのは、天保六年(一八三五)小暮村の百姓重治郎の差出した証文文においてである。この証文は、重治郎が馬を牽いて江戸へ上り、酒に酔ってこの馬を尾張藩邸内に放置し、正気に戻ってから馬をさがし、藩邸内に居るとのことと下げ渡しを願ひ出たものである。その内に「尾州様御用聞戸塚村甚右衛門」が「捨馬相尋」とあり、また甚右衛門の加判を右の一札に必要とした

ものと思われ、藩邸と在方との間に在って事態の解決に何らかの役割を果たしたものと考えられる。

註

- (1) 「中村家古事略記」およびV不状22「寛」文化十二年。
- (2) 享和二年(一八〇一)以前の出入関係文書は残らず、同年より明治までの文書より作成。
- (3) V不状2「一札之事」
- (4) V不状13「御厩御掃除金納高」文化六年
- (5) 中野村の堀江宇右衛門は、尾張藩々祖徳川義直以来尾張藩邸の下掃除を請負っていて、尾張家より將軍家への嫁入の際の足等もつとめていたが、宗春の代に、家督相続以前に宗春の居任していた大久保屋敷の出入百姓、大久保村の武兵衛という者が入札によりこれを請負うこととなり、一時尾張藩邸の下掃除はなれていく。その後再び入手したものである。
- (6) (郡立大学図書館蔵「堀江家文書」J38「乍恐以書付奉願上候」等による)
- (7) V不状11「(当屋敷掃除方申渡書)」文化五年
- (8) V不状10「(不淨物上納金滞ニ付有替上納方依頼状)」文化五年
- (9) V不状8「市ヶ谷御掃除請書案」文化五年
- (10) V不状216「(掃除方砂利村某ニ仰付吟味ニ付願書案)」年欠
- (11) V不状2「(不淨代上納ニ付留書)」
- (12) V不状28「譲り渡申一札之事」なお、この後、尾張屋宗助に対する「手作進物」の納入を年十兩で請負っている。(V

不状30「入置申一札之事、掃除株之儀ニ付」肥料の礼物としての野菜であろうか。このようにして手離した市谷上屋敷の下掃除であるが、その後再び入手したと思われる。(次節参照)

また河田久保屋敷についても下掃除を行っていたようである。(V不状12「川田窪御屋敷御掃除書物一件」文化六年)

(1) V不冊1-2(9に同じ)

(2) 捕V状1「乍恐以書付奉願上候 芝御用被成下度ニ付」

享和二年

(3) V庭状1-4「指上申証文之事 西御殿庭草刈請負ニ付」文

政十一年

(4) V馬冊1-1「尾州様御厩方御用書付控帳千草飼葉ニ付」天保五年?文久元年

(5) V庭状1-4(13に同じ)

(6) V不状1-90「乍恐以書付奉申上候 屋敷様不淨仰付手続ニ付」慶応四年。ここで甚右衛門は、入札は「取締」に反することと述べている。このような「取締」については、態澤誠

「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(史学雑誌94-4)(一九八五)。

(17) V馬冊1-1「尾州様御厩方御用書付帳」嘉永三年、中野村飼葉屋惣七と甚右衛門が十年分平均の金額で三年ないし二年、それぞれ藩の設定した価格に対し一割から二割増の納入を行うから、と前者なら三百兩、後者なら二百兩の前借を申請している。事前に代金を何年分か引き出すことは、定請負をめざす方向と言える。

(18) 重治郎と同組合の者、ならびに村役人連印の証文である。

既に印形が押されているうえに、あらためて細かい字で書き加えがしてあり、その書き加えの内に、甚右衛門の名があらわれる。「本村御門御番衆」つまり市谷屋敷の門番あてに出されたものが一度差し戻しになり、加筆訂正した際の案文かとも考えられる。符箋に「尾州様御用聞戸塚村甚右衛門判揚札可致事」とあるところからも、甚右衛門を介在させた交渉を藩邸側が求めたものと思われる。(V雑状1-16「御証文之事」)

三、中村甚右衛門と子方の者供

第一節でふれた様々な出入活動において、中村甚右衛門は「元締請負」であり、実際の業務は、「子方の者共」「下方」に下請に出されていた。先の享和二年の厩掃除の際は「御厩御掃除并御懸り御部屋八拾人分」の掃除を請負っていたがその下請にあたる「札子」として野崎村の七兵衛と新井村の徳左衛門が現れている。この七兵衛は甚右衛門に對して「壹疋壹兩之積りを以御馬數拾三疋御掃除札一枚相添慥に御預り申」として、掃除札一枚に対し馬十三匹分、一匹一兩として十三兩の掃除付金を納めることと「芥掃除代」を年に二分ずつ納めることを約定している。

さて、ここに現われた札子二名のうち新井村の徳左衛門の享和三年六月の「一札」には「御馬屋掃除札」を十六枚

預ったとあり、同じ五月、野崎村の七兵衛は馬屋掃除札を六枚請取っており、九月には十枚に増札になっている。⁽⁴⁾
他方享和二年に、飯塚村の五左衛門と云う者は、「貴殿御掃除場所預り掃除札式枚」を請取り、「芥掃除申合無差支相勤」と芥掃除を条件に掃除札をうけとって掃除を行うことを約定している。⁽⁵⁾ 芥掃除については、同年西大久保村の留之助が甚右衛門から代金壹両を得て二月から翌年二月まで「五節句其外御祝儀日已前へ不及申常々心懸け」実施するとある。⁽⁶⁾

そうであるならば、中村甚右衛門の所持する厩掃除は、⁽¹⁾ 厩掃除、⁽²⁾ 厩芥掃除、⁽³⁾ 厩懸り御部屋下掃除の三部分にわかつことができるかと考えられる。即ち厩掃除は野崎村の七兵衛と新井村の徳左衛門が行い、そこから納められる芥掃除代金を以て西大久保村の留之助が芥掃除を行い、一方御用懸部屋の下掃除は飯塚村の五左衛門が行う。ここで課せられたのは、上納金十二兩二朱三匁（レ不状13）と御用部屋下掃除代にかえての馬糞上納、「引藁相納右御掃除代与差引いたし積り中村屋清三郎与兩人江被仰付ル」とある引藁の上納である。⁽⁸⁾（この上納は同年二月の願書に「先達而御吟味之節ハ五分納ニ而不足相立候分者御買上之積リ」とあるものだろう。当初は厩掃除代金の内から、中村屋清三郎なるものと共同で（中村屋清三郎与兩人江被仰

付ル⁽¹⁾」半分ずつ（五分納⁽²⁾）納入し掃除代金の額内に引藁代が納まらなかった場合はその余り分は買上という予定であったが、改めて引藁の納入については入札を行うという藩側の意志表示があったもので、甚右衛門は入札に対し難色を示している。⁽⁹⁾

掃除代は月に馬一頭に付き代銀三匁とあり、年間では三十六匁となる。享和二年の相場では、一両が六十二匁三匁であるから、子方が一頭につき払う内二十二匁三匁は甚右衛門の収入となる勘定である。⁽¹⁰⁾
下掃除についても「小方之者共ヲ以、私差配仕リ」とあり、文化六年（一八〇九）には「掃除札」四十枚を十四名に配布しており、同じ年、上保谷村の権左衛門と云う者が尾張藩川田久保屋敷の掃除札二枚を甚右衛門からうけとった。⁽¹¹⁾ 先に、下掃除の株を文政四年（一八二一）に他家へゆづったと述べたが、それを回復したものか、別の株によるものかは不明だが、安政四年（一八五九）には十六ヶ村の五十四人に札を配っている（表7参照）。
右の54人について「切替之節其外不時に相替候、度々御坐候間、此段為念奉申上候」とあり、「子方之者」の異動がしばしばあったことがうかがわれる。
庭掃除の草刈については入札によって請負われたものと考ええるが、これも、「鎌代」と人足賃銭を出して更に下請

表 8 安政六年 御長屋様御掃除人名書上帳 V 史冊14

戸塚村	久蔵 利右衛門 喜三郎 甚五郎	戸塚村→現新宿区 大久保村→ "
大久保村	八郎兵衛 半蔵 鉄五郎	長崎村→現豊島区 中荒井村→板橋区
柏木村	金次郎 仁兵衛 富五郎	中野村→中野区 高田村→豊島区
長崎村	弥次郎 勘次郎	新井村→中野区 沼袋村→ "
中荒井村	政兵衛 治郎右衛門	遅野井村→杉並区 白幡村→ "
中野村	新之丞 清兵衛 庄五郎	石神井村→板橋区 井草村→杉並区
高田村	伊之助 直次郎	台場村→中野区 保谷村→保谷市
新井村	久左衛門 房吉	小暮村→練馬区
沼袋村	次郎右衛門 新五郎	
遅野井村	長勝右衛門 辰五郎 小兵衛 伊之丞 伊之丞 八右衛門	
白幡村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
石神井村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
井草村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
台場村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
保谷村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
保谷村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	
小暮村	勝右衛門 源藏 藤藏 勝五郎 乙次郎 弥四郎 平吉	

にまわされていた。⁽¹²⁾ 造園にかかわるものと思われる庭での人足について見てみると、文化十五年（一八一八）の三月七日から四月四日までの約一ヶ月間にのべて二〇〇〇人以上の人足を動員している。

他村からの人足は、その村ごとに一人の人名でくくられているが、戸塚村からの人足は個人名で記されている。（表8・9参照）甚右衛門は自ら戸塚村の人足を引き連れて来る他、他村の元締（人足を動員し得る人々）をも人足

表9 文化五年三~四月 尾州藩庭人足 (V庭冊 1~3)

<柚>		<人足>	
○ 戸塚村	6人	○ 戸塚村	242人
○ 暮ヶ谷村	1人	○ 源兵衛村	8人
○ 落合村	7人	○ 源藏	
○ 高田村	2人	○ 落合村	源藏
○ 下		○ 上高田村	佐市右衛門
(下戸塚村カカ)	1人	○ 下高田村	徳左衛門
		○ 砂利場村	伝左衛門
		○ 百人町	喜八
		○ 柏木村	源太郎
		○ たんす町	金之助
		○ 西町	三右衛門
		○ 片山村	角左衛門
		○ 長崎村	政五郎
		○ 江古田村	長兵衛
		○ 中野村	治郎
計	17人	計	2,213人

とともに動員しているものであろう。

この文化十五年の庭人足の名を、文化九年の石高帳と対照すると、大半は名を見出すことができないものの、かなり上層から持高一石以下のものまで、ほぼ村の全階層から人足としてあらわれている。(表10)

とあり、この問題については、もう問題とはしないが、「以来手先之者名前書上置右様不都合之儀無之様可取斗」と指示があり、「右様日雇者不差出様」と、不都合な日雇の就労を差止め、向後同様の事態の無いことを保証せしめようとした。この間、日雇の平四郎と雇主の金四郎はともに「有免」されなかったものとみ、甚右衛門は、再度金四郎の「有免」を求めている。

なお、この金四郎については子方の把握にかかわる次の様な史料がある。これは、女性が馬方として藩邸に出入していることに関する藩からの問い合わせに答えたもので、中野村百姓代金四郎の妹とめが、家内に男性の労働力が無かったためであろう「長屋下掃除日雇之者斗りに而者差支之節」自ら馬を牽いて下掃除・芥掃除を行ったという。なお、このとめは戸山屋敷や川久保屋敷に横木・柴などを多く売り払っている。

このように、薪などの納入者が下掃除を行っていた例は他にもみられ、天保十四年(一八八四)下保谷村の忠左衛門の「不埒」のことで「何程之御用御座候とも一切出入仕間敷」と誓いつつも、自分の「新納之儀」については「組合内源藏方可相納旨御聞濟被下難有奉存候」とある。藩邸への出入は差し止められても、藩邸への薪の納入は続けることを「おそらく搬入にはあたらなかつたのだからが」認

V庭冊-1 御庭御用留 文化十五年三~四
 V庭冊-2 御庭御用人數留 文化十五年三~四
 V庭冊-3 御庭御用諸色留 文化十五年四

これらの「子方の者共」「下方」の管理・統制は、甚右衛門の責任において行なわれることになつており、それらの過失に対しては次のように藩邸側から甚右衛門に然る可き処置が命ぜられることとなる。戸塚村の長右衛門という者が天保十一年(一八四〇)、芥掃除の途中藩邸内でタバコを一服したことを咎められたことがあり、甚右衛門は以後は決して違背しないことを条件に右の長右衛門の「有免」を求めている。

今少しこのような「子方」のトラブルをみてみよう。弘化四年(一八四八)「四九御定例」の芥掃除の際、甚右衛門自身は患いの床にあり、嗣子万太郎は尾張藩へ上納する飼葉の買付に出張して不在、本来どちらかが付き添って、監督にあたる可き処止むを得ず「手先」の内の儀八・久八という者に(いずれも嘉永年中の戸塚村石高帳にみえる)「都而不都合筋無之様御掃除可致旨申聞手先之者共」を差出た。ところが「子方之内多摩郡中野村百姓金四郎日雇平次郎」と言う者が、「心得違い不調法」に及んで掛り役人の取調を受けたので「有免」を願出た。何らかの処分を受けたものであろうか。そして甚右衛門の代理万太郎に対して「右不調法筋ニ付而者此上罷出候ニ不及

められたものであろう。

中野村の堀江宇衛門家から下掃除請負を譲りうけるにあつた、甚右衛門は「下請負の者金子取立方」を申し付けられている。その下請負の者、子方からの金子の取立はおそらく既掃除と同様年二度くらいずつ行なわれたものと考えられるが、詳細は不明である。その納入が滞つた場合の例をみてみると、どれくらい年月にわたって納入が遅れたのかは記されていないが、「三兩二朱」の納入を「彼是延引」した者に対し、「御訴訟にも可成ところを組合立合」の上で支払を約束させた、とあり、納入が不可能に成つた場合、子方は出入停止となり、代金納入のためには下請負を他者に譲る事にならうかと想像されるが、この点については他日を期したい。子方の組織についても、下保谷村の源八と云う者が「小方惣代」としてしばしばあらわれているが、その働きについても、今のところ明らかにはできていない。なお子方として請負って自分に割当てられた掃除場所以外の下肥を汲むことは当然ながら許されず、盗取を行ったものに対し請負からはずして、その場所を取り上げ他の者へと渡すこともあった。

同様に、全く尾張藩とも中村甚右衛門とも無関係に、下肥を盗取つてゆくものに対しては、その行為者を特定し、当人の村方までも追及して、然る可く賠償を獲得するまで

表 10 表 8 のうち、戸塚村からの人足（石高の明らかなもの）

人名	文化9年の石高	文政13年の石高
平右衛門	7石0326	7石0366 柚
伝左衛門	7 0326	6 53660 柚
伊右衛門	4 793	4 733 柚
久八	3 37333	3 37333 柚
仁右衛門	2 79816	2 70836 柚
甚五郎	2 52400	
留之介	1 57	2 25084
五兵衛	0 45	0 45
徳次郎	0 376	0 376
清 蔵		2 33614

(柚とあるものは柚として分類されている)

表 11 米俵運送人足

月 日	俵 数	代金(藩→)
3. 17~18	500俵	冥 加
19	586〃	冥 加
	500〃	
	86〃	
20	663〃	1562俵
21	813〃	
22	726〃	3貫87匁
〃	108〃	2貫323匁2分
23	1029〃	378匁
24	200〃	2151俵
25	872〃	5貫377匁5分
25	20〃	26匁

(人数は不明)

V. 米冊1 差上申手形之事 文久三, 三, より

板橋宿や品川宿、つまり江戸の北から南までを行動の範囲としていたともある。
ひとり請負の元締が広範囲に活動するのみならず、子方の者たちも薪商や運送などを稼業としており、広範囲な活動を行っていた。それらの広範囲な活動によってこそ、藩ははじめて必要とする物資を入手することができたのではなかったのだろうか。

く、水路を利用して戸田領の方へ送るために尾張藩の飯田橋揚場へ肥船を接駁させることも願出ている。
子方の者共の内には、薪などを市谷屋敷に納入するものがある他、下掃除とともに「馬懸り」をつとめて、藩内の武士の荷物の運搬に携わるものがあり、そういった人々が

敵する数と言えらるう。もし、一村全てが労働力の買手を武家屋敷に求めるとしたらそれは注目すべきことであるう。

さて、中村甚右衛門家は六代目の時代に一時家運の衰えをみたという。五代目が、享保十九年(一七三四)隠居に際して、その子宗七を伴って独立した。そして、五代目が行っていた松平撰津守の四谷屋敷への出入は、そのまま宗七家、後の権次郎家にひきつがれたのであった。

六代目で衰えた甚右衛門家を建て直したのは「中村家古事略記」によると、「尾州御用を初めて勤めた人」である七代目であるという。

甚右衛門家が尾張藩邸への出入から具体的にどれ位の利益を、どの様にして得ていたのかついに明らかにし得ず、中村家の経営についてもあまり具体化できなかったが、少くとも村方において土地を集積し、一方尾州藩邸に対して納入する物資・人足についてかなり広い範囲で多量に確保できるだけの経営の内実を、武家出入から獲得していったものと考えたい。

ところで、安政二年(一八五五)には、異国船渡来の際の緊急銅葉備蓄で千貫目を無代で上納したが、その際、更に自分の判断で二千貫目を「困込」んでいる。そしてその二千貫を当時の納入の条件であった一兩あたり三十九貫目

の、一割五分引きの値すなわち一兩あたり四十四貫八十五目で、藩が買い取ることを希望する願書もある。もしこの通りに納入されたとなると、四十四兩余の金が手に入るわけであるが、先に述べた様な不安定な相場で、それが更に政治情勢によって高値となっている、(したがって、情勢の展開いかんでは暴落の恐れがある)品物を、三千貫にわたって確保するということは、投機的な性格を多分に有するものである。そしてその投機を、成り立たせていたのは藩邸の存在だったのである。

銅葉は馬の飼育に欠く事のできない重要な飼料である。そして馬は武士にとって欠くことのできないものであった。従って藩邸に馬がいる限り、そこは安定した需要の場として重要なものであったと考えられる。

また一方、藩の側にしてみれば、問屋が少なく、従っていささか市場ルートからはずれたところで流通するものであった銅葉を入手するにあたっては、安定した供給源を確保する必要があるとも考えられよう。

安定した供給、ということでは生活から儀礼そして馬の飼育まで、必要な物資の多くを在方からの納入に頼っている以上、多かれ少かれ問題になるはずである。他方、藩邸にとっては基本的に不必要な物の排除についても、安定した関係を基にして着実に実行されねばならない。

表 13 中村甚右衛門家の小荷駄動員(2)

嘉永7年正月 尾州様御小荷駄御用請印帳 (V.小人2)より 冊	
(中野村 吉五郎 ㊦)	
(証人 同村 平四郎 ㊦)	
(五郎久保村 金右衛門 ㊦)	
(証人 中荒井村六郎兵衛 ㊦)	
(中荒井村六郎兵衛 ㊦)	
(証人 五郎久保村金右衛門)	
(中荒井村 久四郎)	
(証人 同村忠藏)	
(葛ヶ谷 久米五郎)	
(証人 中井辰五郎)	
(柏木 庄八)	
(証人 同村 吉次郎)	
以上六人	
○中野村	→ 現中野区
中荒井村	→ 板橋区
葛ヶ谷	→ 新宿区
柏木	→ //

な状態だった。

さて、そうであるならば、江戸の藩邸の武家にとって、武家であることが最大限に發揮されねばならない危機の最中に、彼らの活動を支えていたのは何であったか。経済的

だろうか。

武家出入百姓は在方を含めてその再生産を出入の対象である藩邸に依存していた。そのみならず、藩邸もまたその存在を武家出入百姓と在方に依存していた。このような

相互依存が、契約によって、成立していたのが江戸近郊農村と藩邸との関係なのである。

- 註
- (1) V 雑状 24 「乍恐以書付奉申上候 菖蒲上納ニ付」天保十五年
 - (2) V 雑状 54 「(稱丸太納ニ付寛)一年欠
 - (3) V 雑状 67 「(袖摺松納入ニ付寛)一他
 - (4) V 馬冊 1 「尾州様御既方御用書付控帳干草飼葉ニ付」天保五年?文久元年
 - (5) V 馬状 24 「御受負之事 尾州家納入乾草ニ付」嘉永七年
 - (6) V 小人状 24 「奉差上御受書之事 夫人足ニ付」文久三年三月
 - (7) V 小人状 1 「(可罷出ニ付控) (天保十年)
 - (8) V 不状 23 「乍恐以書付奉願上候 屋敷様牛込揚場使用ニ付」文化十三年
 - (9) 補V状 3 「乍恐以書付奉願上候 屋形様付送 荷物伝馬町差止ニ付」文政四年
 - (10) V 馬冊 1 「尾州様御既方御用書付帳」嘉永三年
 - (11) V 雑状 14 「乍恐以書付奉願上候 粹御用勤メサ度ニ付」文政十年
 - (12) V 雑状 15 「乍恐以書付奉願上候 御目見之儀ニ付」文政十年
 - (13) V 不冊 19 「御用下掃除願書控」明治元年
 - (14) V 小人状 62 「(人足割ニ付寛)」
 - (15) 表 11 参照。六千何百袋中無代は千袋
 - (16) 宇和島藩伊達家に入入していた上目黒村の加藤平右衛門は、

史苑(第四六卷第一・二号)

にはそれぞれの領国からの年貢であるとしても、実際面での下に在って働いたのは江戸とその近郊の在方の者たちではなかったか。

彦根藩世田谷領では、それは年貢そして労役という形で、村方の難渋をひきおこしつつも動員された。けれどもその彦根藩領世田谷においてすら、上納にしても人足にしても役として課されるものが必ずしも機能しなかったためであろう、請負への切換がしばしば認められる。同藩のように江戸近郊農村をその所領とするものはまれである以上、そのほとんどを請負なり入札なりによるかなり明確な市場経済的な契約関係に立脚しなければ、日常的にも緊急時にも江戸藩邸は機能しえなかったものと考ええる。

とするならば、出入百姓たちに対して、帯刀を許すなり呉服や貴重品を下賜するといったことは、いわば契約関係の主従的な関係による補強と理解できる。「実儀」のみならず「外聞」も保証することで、出入関係の強化をはかっているものと考えられない

明治元年十一月、「此度御改革ニ付 御上屋敷御下屋敷 共諸事為相任可申事」と藩邸の管理を委ねられた。邸内警備・手入・古建造物の処分・近傍道路と橋の普請、行倒人の介護・辻番とその費用について、他の一名の者(出入百姓か否か不明である。)とともにあたっている。また屋敷内に百姓を差置く事を認めるものであり、邸内の空地については貸与されているものとしている。加藤家は古く元和年中より宇和島藩と関わりを持っており同藩より帯刀を許されていた。(目黒区立守屋教育会館蔵 加藤家文書)緊急時の例として

- 注目したい。
- (14) V 小人冊 1 「御屋形様御小荷駄御用被付候節奉差上候願書一件、天保十一年
 - (15) V 馬冊 18 「御既不浄代取立御勤定帳」万延元年四月
 - (16) V 不状 119 「人馬数々高書上帳」年欠
 - (17) V 馬冊 1
 - (18) 「世田谷区史」(一九六二、世田谷区) 八三七頁
 - (19) 『狛江市史料五』一〇一頁和泉村名主伝三右衛門の「口上手控寛」は村より差出された人足による米つきは、素人によるものゆえ損耗も多く、このままでは扶持のむだになるのみならず、村方にも大きな負担であるとして、自分方で請負うことを願出した時の手控である。この願いは受理されたが結局失敗に終わった。(『狛江市史料五』解説・参照) さまざまな人足の手配にあたった彦根藩世田谷領の代官大場弥十郎は「人足廻し、日雇頭」に等しい、と己を評しているという(『世田谷区史』八三七頁)

おわりに

武家出入百姓についてのかんたんな記述を試みたが、いくつか充分にとりくむことのできなかつた点を記して稿を了えることとした。まず武家屋敷の側の対応について、また出入する百姓相互の関係はどうだったか。武家出入百姓のもとで働く子方の者共はいかに組織されたのか。あるいは、彦根藩のように、所領を江戸近郊農村にもつ武家屋敷と、そうでない武家屋敷に違いはあるのか、あるとすれば、どのような違いなのか、を今後の課題としたい。

末筆ながら、史料の閲覧にあたって御世話になった新宿区郷土資料室、都立大学図書館、目黒区守屋教育会館の皆様、に感謝の意を表します。